

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、役割と成果に応じた処遇を原則とし、公正・公平を趣旨とする評価制度の整備と運用により、取り巻くビジネス環境や自社の実力も踏まえた上で、競争力のある賃金体系の実現に取り組めます。教育訓練等については、当社の人事理念である「従業員一人ひとりの成長こそが会社の成長」を具現化するために、各事業部の専門教育の充実とともに、将来の経営幹部や事業所責任者の育成のために階層別教育も強化していきます。また、従業員自らが「前向きに」「積極的に」に考えて行動する企業風土を創り出すために、公募型研修や自己啓発の支援プログラムにも取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/81152-10-00-tokyo.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、医療・介護・子育て支援・食品の各事業を通じて健康・安心・絆のライフラインの構築に取り組み、子どもから高齢者まで全世代が繋がり、お互いを支え合う地域づくりに貢献してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和6年12月20日

ミアヘルサ株式会社
企業名

代表取締役社長 青木 文恵
役職・氏名（代表権を有する者）